

研修認定薬剤師制度

申請が不許可になる理由について

(不許可の連絡が届いた方は、メールに記されている番号を参照してください)

1. シール未貼付など、申請に必要な単位数が不足している。
2. 受講年月日、主催者などの必要事項の記載がない単位（シール）はカウントできないため、申請に必要な単位が不足している。
3. 研修会当日配布されたシールが貼付されていない。該当の研修に対して配布されたシールが貼付されていない場合、単位としてカウントできないため、申請に必要な単位が不足している。
4. 記載された受講年月日当日に、記載された主催者名で研修会が開催されていないため、申請に必要な単位が不足している（e-ラーニングで、受講年月日の記載に誤りがあるものも同様）。
5. 認定期間外に取得された単位は計算できないため、申請に必要な単位が不足している。
6. 同一の研修会の重複受講による単位取得は、研修認定薬剤師認定申請の際の累積単位としては認められないため、必要な取得単位が不足している。
7. （更新申請において）年間の必要取得単位が不足している。
8. 他の認定制度運営団体のシールが、申請に必要な単位数の5割以上あるため、申請に必要な単位が不足している。

(参考1) <https://www.jpec.or.jp/download/ninteiseidounei20190701.pdf>

9. 2019年7月以降に取得された他の認定制度運営団体のシールについて、当財団が規定している証明文書の同封が確認できないため、申請に必要な単位が不足している

(参考2)

<https://www.jpec.or.jp/download/ninteiseidounei20190701.pdf>

<https://www.jpec.or.jp/download/kongo-seal-toriatukai20190627.pdf>

いったん不許可になった場合、再度更新認定申請を行うことはできませんので、申請時には十分な点検をお願いします